

## 【新第1章（基本理念）作成方針】

- ・富士山憲章を活用しつつ富士山の世界文化遺産としての位置づけを明確化。さらに、近年の富士山を取り巻く状況や社会状況等を踏まえて記載。
- ・簡潔に表現するため、「MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）」のフレームワークを使用（「理念」 — 「理想の姿」 — 「価値観・行動指針」の三層構造）。
- ・今後、他の章の改定を実施する中で、柔軟に修正を加えながら作成。

## 基本理念（案）たたき台

## ◆世界遺産富士山を守るために富士山に関わる全ての人々が果たすべき使命

理念を記載

「日本の象徴であり、国及び世代を超えた人類共通の遺産である富士山を、後世に引き継ぐ」

- OUV及び構成資産、要素を保護するとともに、OUVを広く発信する。
- ユネスコ世界文化遺産として、保存管理・活用・整備・継承を確実に実施する。

## ◆使命の達成に向け、富士山に関わる全ての人々が目指す姿

理想の姿を記載

## ＜持続可能な保存管理＞

- ・環境・社会・経済のバランスを取り、地域住民の生活と富士山の保存管理を両立する。

## ＜OUVの理解・発信＞

- ・OUV及び構成資産間の関係性・つながりを総合的に理解するとともに、それらを適切に活用・発信する。

## ＜連携・共創＞

- ・富士山に関わる様々な主体との連携や共創により、富士山の保存管理の課題解決に取り組む。

## ◆目指す姿を実現するための価値観や行動指針（※今後、全体を文章として整理。）

理想の姿と計画内容を繋げる価値観・行動指針等を記載

- ・時代の変化を捉え、富士山を取り巻く状況の変化に柔軟に対応する。
- ・情報を受け取る側の目線に立ってOUVの活用や発信の仕方を検討する。
- ・客観的データと科学的分析に基づいて、課題解決のための対応策を検討する。
- ・上記を踏まえ、理想の姿を実現するための指針としての計画を策定する。

## 参考：富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。

1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。

- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日  
静岡県  
山梨県

【第3回小委員会（R8.1.19実施）での主な意見】

- ・一般市民へのわかりやすさを考慮し、堅苦しい表現になりすぎないように留意。「理想の姿」、「価値観・行動指針」など、取り組みに関する内容については、その実施主体を主語として明記する方向で検討する。
- ・富士山憲章は参考として示すのではなく、扱いを注釈等で明記することや、富士山憲章策定から世界文化遺産登録までの経緯をあわせて記載することを検討する。
- ・表現については、英訳を念頭において検討する。
- ・「共創」が一般的な用語か、また基本理念で示したい行政と市民の関係を示す言葉として適切かについては語源や語義を調べる中で吟味する必要がある。（「協働で創造する／活動する」という表現も一案。）